

パートナーズ 会報誌

No.33

2023.1

新年あけましておめでとうございます

気になるデータ

Uターンや地方で就職を希望する
大学生・大学院生は39.2%

インボイス制度導入による影響を
把握しておこう

税務情報

所得金額調整控除の適用漏れが散見

スマホアプリ納付

今年12月1日から利用開始



税理士法人パートナーズ沖縄事務所開設！

パートナーズ会報誌が Web でも閲覧できるようになりました。左の QR コードを読み取ってアクセスしてください。

新年あけましておめでとうございます。 本年も宜しくお願い申し上げます。

謹んで新年のお慶びを申し上げます。旧年中は格別のご厚情を賜り心より厚く御礼申し上げます。

さて、昨今の社会情勢に目を向けますと、依然と続くコロナ禍や物価上昇、労働人口の減少など不安な点が多く見受けられます。しかし、ネガティブな要因だけを見て立ち止まるのではなく、このような状況下であっても企業の発展と従業員や関わる方々の幸せのため、知恵を出し、実行し、困難に打ち勝たなければなりません。不安定な状況だからこそ、思い付く発想があると信じ、日々の業務に邁進する所存でございます。

また、皆様と関わりが強い「適格請求書等保存方法」いわゆるインボイス制度が令和5年10月1日より施行されます。登録を受けるためには令和5年3月31日までに登録申請書を提出しなければなりません。「仕入税額控除」の扱いが変わるのですが、熟考すると様々な点を理解しなければなりません。そのため、お客様にご判断頂けるよう、税理士事務所として、わかりやすく丁寧なご説明とサポートをさせて頂く所存でございます。

最後になりますが、新年を迎えるにあたり、一日でも早く、世間の不安が収まるよう、また皆様にとって今年一年が幸せな年になりますよう、ご祈念申し上げ新年のご挨拶とさせていただきます。

税理士法人パートナーズ
社員一同

※こちらの会報誌により新年のご挨拶とさせて頂き来年より年賀状の送付を控えさせていただきます。

税理士法人パートナーズは9拠点になります！

税理士法人パートナーズ沖縄事務所開設！

2022年の暮れ、12月下旬に9拠点目となる沖縄事務所を開設させて頂きました。こちらの会報誌を作成している時点では開設はできていないため、詳細につきましては次回の会報誌でお伝えさせていただきます。

2023年の税理士法人パートナーズは岡山県、広島県に2拠点、鳥取県、香川県、愛媛県、徳島県、高知県、沖縄県の8県9拠点で皆様をサポート致しますので、本年もどうぞよろしくお願い申し上げます！



For a Partner



UIターンや地方で就職を希望する 大学生・大学院生は39.2%

コロナ禍で学生生活の大半を過ごした大学生は、就職に対してどのように考えているのか。今回は、来春（2023年3月）卒業予定の学生を対象にした調査から、UIターンや地方での就職意向などについてみてみます。

▶ コロナ禍で地方での就職を意識

▶ UIターンや地方での就職を希望する学生は39.2%で、2022年3月卒業予定者を対象にした昨年5月調査の47.4%に対し8.2ポイント減少したものの、依然として4割近くの学生が地方での就職を希望していることがわかりました。地方での就職を希望する学生に、新型コロナウイルスの影響について尋ねたところ、「より地方での就職を意識するようになった」（31.8%）、「どちらかと言うと地方での就職を希望するようになった」（51.1%）など、8割強の学生が影響を受けたと回答しています。

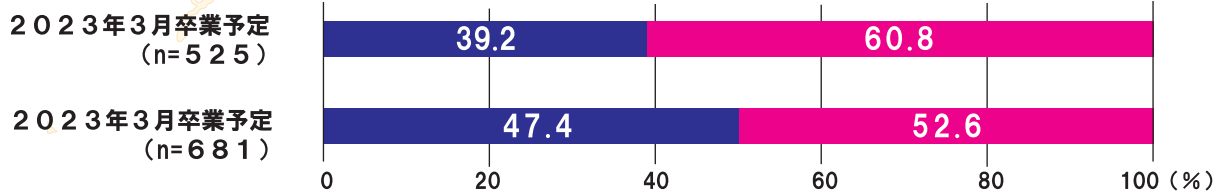
一緒に暮らしたいと思うから」（35.0%）、「もともと卒業後は地元に戻ろうと思っていた」（33.5%）、「地元で貢献する仕事をしたいと思ったから」（29.6%）が上位3位。ちなみに、希望する勤務地は、「出身の都道府県」が72.8%と最も多くなっています。UIターンや地方での就職希望者が増えることで、東京一極集中の抑制や地方経済の活性化につながる可能性が指摘されています。

コロナ禍で、“働く場所”にとらわれない働き方が浸透するなか、これからの就活生にとって、地方がどんな位置づけになるのか気になる場所です。

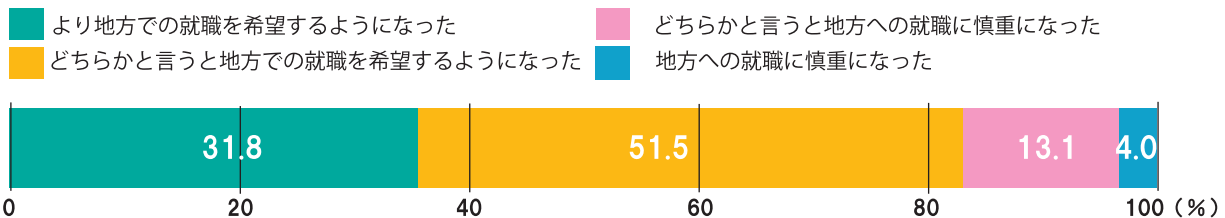
▶ 家族と一緒に暮らしたい…35.0%

▶ 地方での就職を希望する理由では、「家族と

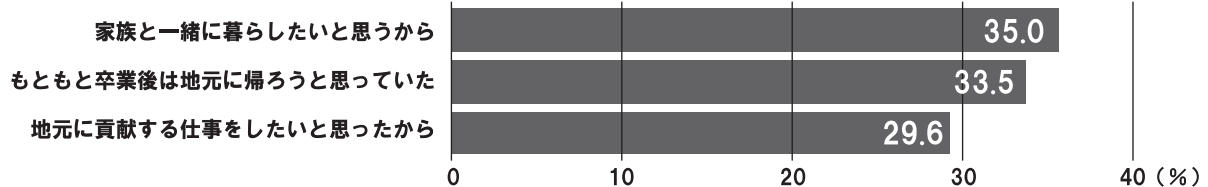
UIターンや地方での就職を希望するか



地方での就職について、新型コロナの流行により意識の変化はあったか (n=206)



UIターンや地方での就職を希望する理由【複数回答】(上位3位) (n=206)



インボイス制度導入による影響を把握しておこう

2023年10月より消費税の「インボイス制度」が実施される予定になっています。発行事業者としての登録申請期限が2023年3月31日までです。あらためてインボイス制度をおさらいし、業務への影響を確認します。

インボイス制度のあらまし

■ 現行制度「区分記載請求書等保存方式」

まずは、消費税の現行制度についてのおさらいです。消費税法上、消費税の算出において、控除する仕入税額については、取引先が発行した請求書等の客観的な証拠書類の保存が控除の要件とされています。この経理方法を「請求書等保存方式」といいます。

現行の請求書等保存方式は、「区分記載請求書等保存方式」と呼ばれるもので、2019年10月の消費税率の引上げと軽減税率の導入にあわせ、従来の請求書等保存方式に一部変更を加えて導入されました。具体的には、請求書類と帳簿それぞれに、従来の請求書等保存方式で求められていた記載事項に加え、軽減税率対象品目についてはその旨および税率ごとの取引金額の合計の記載が求められるようになっています。

■ インボイス制度「適格請求書等保存方式」

現行制度に代わって、2023年10月から導入されるのが「適格請求書等保存方式（インボイス制度）」です。貿易業務に従事する人の場合、インボイスといえば主に海外への輸出入における送り状と計算書、請求書、納品書などの役割を兼ね備えた書類であると認識していることと思います。

一方国税庁では、こうした認識とは異なり、インボイスを売り手が買い手に対して正確な適用税率や消費税額等を伝えるものと定義しています。「インボイス制度」が導入されれば、請求書や納品書の発行について所定の要件を満たした記載が求められることとなります。具体的には、現行の「区分記載請求書等保存方式」における要求事項に加え、「適格請求書等発行事業者」としての登録を行なったうえで、請求書等にその登録番号を記載することなどが求められるようになります（図表1）。

インボイス制度導入による影響は？

■ 消費税額の算出方法

インボイス制度導入の影響に先立ち、まずは消費税額の算出方法について説明します。消費税額は、基本的に次の算式によって算出されます。【消費税額 = 預かった消費税額 - 支払った消費税額（仕入税額控除）】

たとえば、A社が税込880円（消費税額80円）で仕入れた商品を1,100円（消費税額100円）で売り上げた場合を考えてみましょう。この場合、顧客から預かった消費税額は100円となり、一方で仕入時に支払った消費税額は80円となりますので、算出される消費税額は100円 - 80円 = 20円となります。なお消費税額の算出において、仕入時に支払った消費税額を差し引くことを「仕入税額控除」といいます（図表2）。

■ 益税とは？

現行、消費税の納税義務を負うのは、原則的に課税期間の基準期間（2期前）における課税売上高が1,000万円を超える事業者に限られます。一方で、基準期間における課税売上高が1,000万円以下となるような小規模事業者について消費税は免税となります。免税事業者は、前述の場合において、仕入時には80円分の消費税を支払う一方、売上高に含まれる消費税相当額の100円は手元に残ることになるため、100円 - 80円の差額の20円は免税事業者の利益になります。これを「益税」といいます。

インボイス制度導入により益税にメスが入る！

今回のインボイス制度導入の目的は、この消費税における益税の解消にあるともいわれています。免税事業者が益税を享受できるのも徐々に終了となりそうです。具体的には仕入先が免税事業者である場合、インボイスの発行ができないことから、仕入税額控除は認められない方向となります。

たとえば、B社が課税事業者で、税込1,100円の商品を売り上げたケースを考えてみましょう。B社は、この商品を免税事業者から880円（消費税相当額80円）で仕入れています。この場合において、インボイス制度の下では免税事業者に対して支払った消費税相当額80円はインボイスの交付が受けられない以上、仕入税額控除として差し引けなくなるため、算出される消費税額は、変わらず110円となってしまうのです（図表3）。

考えられる対応

インボイス制度導入によって買い手（サービスの提供を受ける側）は、もし売り手側（サービスを提供する側）が免税事業者のままであった場合には仕入税額控除ができなくなるため、その分、従来に比べて納税の負担が増えてしまいます。そのため、免税事業者への経過措置を活用した方が良いと思います。免税事業者が発行する請求書等であっても、2023年10月からすべてが仕入税額控除の対象から除外されるわけではありません。経過措置として、当面の間は現行の「区分記載請求書等」であっても、一定割合の仕入税額控除が認められます。

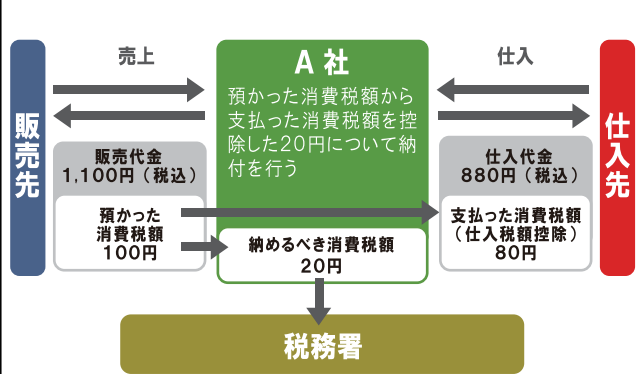
従って、この経過措置を活用し、当面の間は免税事業者のままであり続けるという選択肢をとることも考えられます。ただし、取引先から仕入税額控除が認められない部分について、なにか要望があがるかもしれません。可能であればインボイス制度導入に先立ち、事前に取引先と負担条件などの擦り合わせを行なっておくことも大事です。

図表1 インボイス制度の導入によって請求書に求められる記載事項

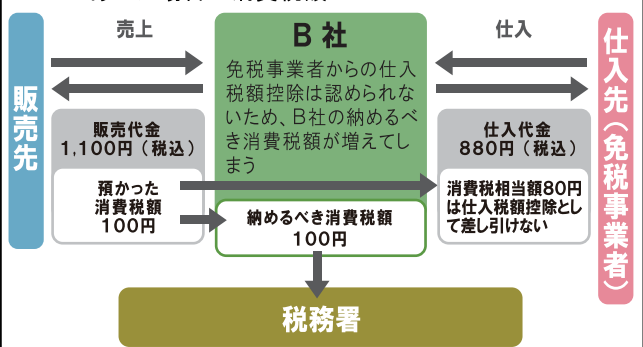
請求書		
株式会社〇〇〇〇〇 御中		20〇〇年8月31日
8月分請求金額 156,700円		
日付	品名	金額(円)
8月2日	業務量ワイン ※	6,480
8月2日	小麦粉 ※	3,240
8月5日	保存袋	5,500
合計		156,700
内訳		10%対象 計5,500円(内消費税500円)
【2】		8%対象 経151,200円(内消費税11,200円)
【1】		△△△フーズ株式会社
※: 軽減税率対象品目		【3】 登録番号 T1234567890123

現行の「区分記載請求書等保存方式」では軽減税率対象品目についてはその趣旨【1】および税率ごとの取引金額の合計【2】の記載が求められるがインボイス制度ではこれに加えて「適格請求書等発行事業者」としての登録番号【3】の記載が求められる

図表2 現行の消費税額



図表3 インボイス制度において仕入先が免税事業者であった場合の消費税額



所得金額調整控除の適用漏れが散見

共働き世帯は夫婦双方で適用が可能

給与等の収入金額が850万円を超える居住者で23歳未満の扶養親族を有する者等は、総所得金額を計算する際に、給与等の収入金額（その金額が1,000万円を超える場合は1,000万円）から850万円を控除した金額の10%相当額を給与所得の金額から控除できます（「所得金額調整控除」）。しかし、**年末調整時において「所得金額調整控除申告書」欄の記載を失念し、適用を放棄した状態**となっているケースが散見されるといいます。



850万円を超える額の10%控除

所得金額調整控除は、平成30年度税制改正で給与所得控除や基礎控除の見直しが行われたことに伴い、子育て世帯等への配慮として措置されました（参考）。扶養控除とは異なり、同一生計内のいずれか一方のみの所得者に適用するという制限がないため、**夫婦ともに要件を満たしている場合には夫婦双方で適用できます。**

年末調整で適用を受けるためには、**給与所得者の基礎控除申告書等と兼用様式の「所得金額調整控除申告書」の提出が必要となります。**必要事項を記載した申告書の提出がなければ、**たとえ要件を満たしていたとしても適用を受けることができません。**なお、同措置のほかに「給与所得と年金所得の双方を有する者に対する所得金額調整控除」も設けられています。

初めての適用対象者へ注意喚起を

所得金額調整控除は令和2年分以後の所得税から適用されていますが、従業員等の認識不足など

により年末調整時に同申告書欄の記載が漏れ、本来であれば対象となるものの適用していないケースが散見されるといいます。所得税における所得金額が個人住民税の算出のベースとなるため、適用漏れは個人住民税の負担増にもつながります。

特に、**初めて収入金額が850万円を超えた人が失念しやすいこと**などから、源泉徴収義務者は、年末調整時において該当者に対し個別に注意を促すなどの工夫も必要となります。

なお、**年末調整時において収入金額が850万円を超えるかどうか明らかでない場合も「所得金額調整控除申告書」を提出してもらうとよいです。**仮にその年の収入金額が850万円を下回った場合は、たとえ申告書の提出をしたとしても適用はできません。

過年分の所得税の計算で同措置の適用を受けていなかったことが明らかとなった場合は、**控除が漏れていた年の翌年1月1日から5年以内に還付申告書を提出することで還付を受けることができます。**

（参考）子ども・特別障害者等を有する者等の所得金額調整控除

適用対象者	その年の給与等の収入金額が850万円を超える居住者で以下に該当する者 ・本人が特別障害者に該当する ・年齢23歳未満の扶養親族を有する ・特別障害者である同一生計配偶者を有する ・特別障害者である扶養親族を有する
控除額	以下の金額を給与所得の金額から控除 控除額 = [給与等の収入金額（※） - 850万円] × 10% ※上限 1,000万円
適用要件	年末調整で適用を受けるときは、その年最後に給与等の支払いを受ける日の前日までに「所得金額調整控除申告書」を給与等の支払者に提出する必要がある。確定申告での適用も可能
留意点	共働きの場合は夫婦双方で適用を受けることが可能

税務情報

スマホアプリ納付 今年12月1日から利用開始



PayPay 等を通じて納付手続きが可能に

国税庁は10月21日、新たなキャッシュレス納付手段として「スマホアプリ納付」を今年12月1日から開始すると公表しました。いわゆる「PayPay」や「LINE Pay」など一定のキャッシュレス決済アプリを通じて対象税額が納付できるようになります。利用機会が増えつつあるアプリを納付手段に取り込むことで、より納税者の利便性が向上されると思います。

6種類のアプリから納付対応

スマホアプリ納付では、**納税者はあらかじめスマートフォンに対象のキャッシュレス決済アプリをダウンロードし、納付金額を銀行口座等からアプリ内の専用口座にチャージ（入金）しておく必要があります。**納付手続きの際に決済専用画面から利用するアプリを選び、必要に応じて納付情報を入力することで、同アプリ内の残高から対象税額が引き落とされます。対象となる**アプリは6種類（PayPay・d払い・au PAY・LINE Pay・メルペイ・Amazon Pay）**です。

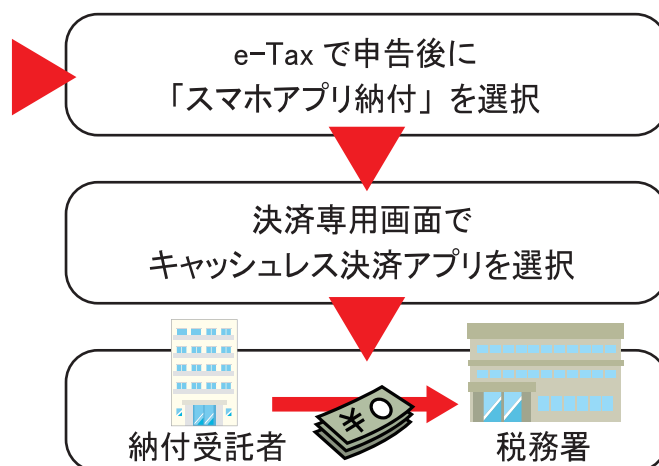
スマホアプリ納付の利用は、

- ①スマートフォンのみを利用する場合（申告手続き・納付手続きを同時に行う場合または納付手続きのみを行う場合）
- ②パソコンとスマートフォンを併用する場合

の2パターンがあります。例えば、①スマートフォンのみを利用して申告手続き・納付手続きを同時に行う場合、納税者はまず、スマートフォンから e-Tax にログインし、申告手続きを済ませます。納付手続きへ進むと、申告情報は自動的に引き継がれているため、納付情報を入力せず、納税者が選んだアプリ上で、手続きを済ませることで納付が完了します。

決済専用画面では、納付すべき対象税額の情報（課税時期、年分、納税額など）が表示されます。**対象は国税の全ての税目で、納付可能な金額は30万円以下。**納付手続き完了後、同画面で納付内容を確認できるほか、**メールアドレスを登録することで納付手続き完了のメールを受信することもできます。**納付手続きのみを行う場合は、納付書を用意して納税者自身が正確に情報を入力する必要があります。

スマートフォンのみを利用して申告手続き・納付手続きを同時に行う場合



法人関連の税務情報をお送りします

パートナーズ会員

税理士法人パートナーズでは、法人向けの会員を募っています。ご入会の方へパートナーズから会報誌や税制改正などの情報をご提供。また電話無料相談にも応じます。**年会費・入会費は無料**。普段なかなか聞くことができない税務関連情報はもちろん、知って得する情報をご提供します。



特典①

会報誌の発行

資産家向けの税務情報をお送りします。税理士事務所だからこそお伝えができる情報や意外と知られていない情報を会報誌で年3、4回お送りします。

特典②

無料相談

一般的な税務のご相談を承ります。税務関連はもちろん、事務改善やコスト削減、売上アップや経営計画書の作成など、幅広くお応えします。

特典③

税制改正・判例事例の提供

たびたび変わる税法を改正のたびにご案内します。また、過去の判例事例など、専門的な情報もお伝えします。

■特典は事前の連絡なく変更することがありますので予めご了承ください■

パートナーズのホームページからもお申込みいただけます

<https://zei-partners.com/member.html>

パートナーズ会員募集

検索



税理士法人パートナーズ

岡山事務所 〒700-0973 岡山県岡山市北区下中野1222-9 TEL 086-246-4446
広島事務所 〒730-8510 広島県広島市中区基町5-44 広島商工会議所ビルディング7F TEL 082-962-88 85
福山事務所 〒721-0974 広島県福山市東深津町4-7-15 ブラッツ岩原101号 TEL 084-925-6150
山陰事務所 〒683-0001 鳥取県米子市皆生温泉2-7-14 TEL 0859-21-5169
高松事務所 〒760-0007 香川県高松市中央町1-5 MBSビル5F TEL 070-3794-3111
松山事務所 〒790-0915 愛媛県松山市松末1-5-12 松末テナントビル3F TEL 089-948-9441
徳島事務所 〒770-0851 徳島県徳島市徳島町城内6-87 尾野ビル2階 TEL 088-655-6554
高知事務所 〒780-0928 高知県高知市越前町2丁目7番2号フレンズビル4F TEL 088-802-5344
沖縄事務所 〒904-2153 沖縄県沖縄市美里 3-10-17-2F TEL 090-5084-9122